












## 口頭受理事処理簿

部長	次長	課長	主査	スタッフ	合議
					

日時	令和4年4月4日(月) 11:00				
場所	障がい福祉課 窓口				
先方氏名	育恵会・理事  氏	受理者氏名	障がい福祉課 佐藤主査、鈴木 		
< 処 理 事 項 >					
<p>育恵会  理事より、会の解散について以下のとおり相談がありました。</p> <p>【 理事】          コロナ禍で近年活動ができていない。会員の高齢化もあり、この先についても活動を継続していくことが難しいとの話をしている。ついでに、育恵会を解散したいと思っているので、会計残高(29,663円)を会員へ返金する事務を手伝ってほしい。受領証みたいなものを作成してもらえないか。</p> <p>【障がい福祉課】          解散の意向ということで承知した。市が直接会費を扱うことはできないが、受領証の作成など会の解散に向けた事務的なお手伝いはできる。</p> <p>【 理事】          会費は自分が払い戻して会員へ渡しに行こうと思う。残高29,663円を障がい者の人数で割り、各会員へ障がい者の人数分返金したい。端数は会長へ上乗せしてほしい。</p> <p>【障がい福祉課】          承知した。受領証作成後、 理事の自宅へ送付する。</p> <p>※返金が済み次第、 理事より報告をもらうこととしたい。</p>					

# 育恵会 会費の返金にかかる受領証 (案)

会費残高	29,663円
------	---------

※令和4年4月4日現在

	役職名	会員名	対象者	返金額	端数調整	合計	受領印	受領日
1	会長			4,943 円	5 円	14,834 円		令和 年 月 日
2				4,943 円				
3				4,943 円				
4	副会長			4,943 円		4,943 円		令和 年 月 日
5	理事(会計)			4,943 円		4,943 円		令和 年 月 日
6	監事			4,943 円		4,943 円		令和 年 月 日

29,658 円    5 円    29,663 円

令和元年度 育恵会名簿

※令和2年度以降活動なし

	役職名	会員名	住所	郵便番号	電話番号	FAX番号	対象者
1	会長					電話と同じ	
2							
3							
4	副会長						
5	理事(会計)						
6	監事					電話と同じ	



課長	主査	スタッフ
小路	佐藤	

このとおり送付にてよろしいかと伺います。  
 会長様については2年前にお世になつておりますが、復任もいたしたため、名前はそのまま記載にさせていただきます。令和4年4月5日  
 育恵会 様より確認済み。

理事 様

恵庭市障がい福祉課長 小路 雅代

育恵会会費の返金にかかる受領証の送付について

先にご相談のありました件につきまして、別添のとおり受領証を作成しましたので、下記のとおり送付いたします。

なお、会員の受領が終わりましたら、障がい福祉課へもご報告いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

記

■送付物 育恵会 会費の返金に係る受領証 (1部)

以上

恵庭市保健福祉部障がい福祉課  
 主任主事 鈴木 由衣  
 TEL : 0123-33-3131 (内線 1215)  
 FAX : 0123-32-1155  
 E-mail : syougai Fukushi@city.eniwa.hokkaido.jp

# 育恵会 会費の返金にかかる受領証






会費残高	29,663円
------	---------


※令和4年4月4日現在

	役職名	会員名	対象者	返金額	端数調整	合計	受領印	受領日
1	会長	[REDACTED]	[REDACTED]	4,943 円	5 円	14,834 円		令和 年 月 日
2			[REDACTED]	4,943 円				
3			[REDACTED]	4,943 円				
4	副会長	[REDACTED]	[REDACTED]	4,943 円		4,943 円		令和 年 月 日
5	理事(会計)	[REDACTED]	[REDACTED]	4,943 円		4,943 円		令和 年 月 日
6	監事	[REDACTED]	[REDACTED]	4,943 円		4,943 円		令和 年 月 日

29,658 円    5 円    29,663 円

# 口頭受理事処理簿

部長	次長	課長	主査	スタッフ	合議
					

日時	令和4年4月8日（金）10：00				
場所	障がい福祉課				
先方氏名	育恵会	受理者	障がい福祉課		
	理事 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 氏	氏名	佐藤和彦 		
< 処 理 事 項 >					
<p>育恵会 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 氏 来庁</p> <p>会計残高にあった会費の返金が終了した。          受領証及び通帳の写しは別紙。          これをもって育恵会を解散したことを報告する、とのことであった。</p>					

# 育恵会 会費の返金にかかる受領証

会費残高	29,663円
------	---------

※令和4年4月4日現在

	役職名	会員名	対象者	返金額	端数調整	合計	受領印	受領日
1	会長			4,943 円	5 円	14,834 円		令和4年4月8日
2				4,943 円				
3				4,943 円				
4	副会長			4,943 円		4,943 円		令和4年4月8日
5	理事(会計)			4,943 円		4,943 円		令和4年4月8日
6	監事			4,943 円		4,943 円		令和4年4月8日
				29,658 円	5 円	29,663 円		



自動機をご利用の場合  
矢印の方向にお入れください

差引残高の金額欄に「-」  
プラス「-」表示がある場合  
はお借入残高を表します。

3

年月日	摘要	お支払金額(円)	お預り金額(円)	差引残高(円)
101-09-06	現金			*34,663.
202-03-31	現金 ご解約	*5,000		*29,663.
304-04-08	ご解約	*29,663		*0.
<b>＝ご解約＝</b> 永らく、お引立てを頂きまして誠にありがとうございました。今後とも“JA貯金”をご利用下さいますようお願い申し上げます。 <b>JA道央 相生支店</b>				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

・証券類(他店券)のご入金は摘要欄に表示し、  
そのお支払可能日はお支払金額欄に表示いたします。

## お利息計算書

4年4月8日

いつもJAバンクをご利用いただき、ありがとうございます。  
 お客様より、お預りしておりました貯金のお利息は、次のとおりです。  
 なお、ご不明な点がございましたら、お手数ですが窓口までお問い合わせください。  
 今後とも、引き続きご愛顧くださいますようお願い申し上げます。

おなまえ <b>育英会</b>	お客様番号 [REDACTED]
JA店舗コード・口座番号 [REDACTED]	[REDACTED]

お預り残高	29,663 <sup>円</sup>		
お利息	0 <sup>円</sup>	税 国 税	0 <sup>円</sup>
利子税額	0 <sup>円</sup>	内 賦 地方税	0 <sup>円</sup>
過振利息	0 <sup>円</sup>	差引お支払額	29,663 <sup>円</sup>

取扱店

復興財源確保法の施行に伴い、平成25年1月以降にお支払いする貯金利子等の  
 国税率(\*\*\*\*)には、従来の15.0%に復興特別所得税率(0.315%)を付加  
 して計算しています。

道央農協 相生支店

<廃止>

## 育 恵 会 会 則

### 第一章 総 則

(名称)

第1条 本会は育恵会と称する。

(目的)

第2条 本会は知的障害者の社会復帰を促進するため現に知的障害者を雇用している者が職親制度の振興と雇用促進に必要な事業を行い、もって知的障害者の社会復帰並びに会員相互の連絡により福祉の向上に寄与するものとする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 知的障害者の社会復帰と社会啓発
- 2 職親制度の振興と雇用の開発
- 3 知的障害者の職能研修教育と福利厚生
- 4 知的障害者の雇用、就労についての研究、研修活動
- 5 優良準会員の表彰
- 6 関係機関との連絡調査
- 7 その他本会の目的達成のための必要な事業

### 第二章 会 員

(会員)

第4条 本会の会員は正会員及び準会員とする。

- 2 正会員は知的障害者を雇用している雇主、事業所または事業団体とし、準会員は雇用されている知的障害者とする。

(会費)

第5条 本会の会員は正会員については年額 10,000 円を、準会員については年額 5,000 円の会費を納めなければならない。

- 2 本会は事業の運営上、特に必要と認めた時は会員から臨時会費を徴収することが出来る。

(入会又は脱会)

第6条 会員の入会又は脱会は理事会において決定する。

### 第三章 理 事 会 役 員

(役員の数)

第7条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	1 名
理 事	3 名以内
監 事	1 名

(役員を選出)

第8条 本会の役員は総会において選出する。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

- 2 任期の中途において選出された役員任期は前任者の残任期間とする。

(役員権限)

第10条 会長は本会を代表し、会務を統轄する他、会議の議長となる。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 3 理事は会務の重要事項を審議決定する。
- 4 監事は会計を監査する。

#### 第四章 会議

(会議)

第11条 会議は総会及び理事会とする。

(総会)

第12条 総会は年1回開催とする。

- 2 総会は協議の議決機関とし、会員の3分の1以上の出席により成立し出席者の過半数をもって決定する。
- 3 本会の下記事項は総会の議決を経るものとする。但し、特別の事由ある時は書面会議に附することができる。
  - (1) 予算の設定
  - (2) 決算の承認
  - (3) 会則の変更
  - (4) その他重要な事項

#### 第五章 顧問

(顧問)

第13条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は理事会の承認を受け会長がこれを委嘱する。

#### 第六章 事務局

(事務局)

第14条 本会の業務を処理するため、理事会内に事務局を置く

#### 第七章 会計

(会計年度)

第15条 本会の会計は毎年1月1日に始まり12月31日に終る。

(経費)

第16条 本会の経費は会費、寄付金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

## 第八章 慶弔

### (慶弔規定)

- 第17条 会員及び準会員の慶弔に関して必要な事項を定める。
- 1 傷病見舞金として、5日以上入院に対して1万円を贈呈する。
  - 2 香典として、1万円を奉呈し、別に葬儀供花を捧げる。
  - 3 その他必要と認めるものは会長の判断とする。

## 第九章 補則

### (補則)

- 第18条 本会則の施行に必要な事項は、理事会の審議を経て会長が別に定める。

#### 附 則

この会則は、昭和48年8月1日から施行する。

#### 附 則

この会則は、平成2年4月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 題名変更
- 2 この会則は、平成8年3月5日から施行する。

#### 附 則

この会則は、平成12年4月1日から施行する。

#### 附 則

この会則は、平成21年4月1日から施行する。

## 育 恵 会 永 年 勤 続 就 労 者 表 彰 規 定

### (目的)

第1条 育恵会準会員を表彰することにより、社会復帰と就労意欲を助長し、よって知的障害者の福祉の向上を図る。

### (表彰)

第2条 表彰は年一度の総会時に会長が行い、表彰状及び記念品を贈呈する。

### (推薦決定)

第3条 被表彰者は、会員からの推薦により理事会で決定する。

### (表彰対象者)

第4条 準会員として5年間以上就労し、以後5年間ごとに優良と認められた者。

### (表彰状)

第5条 表彰状は、A4判として額縁に収めて贈る。

### (記念品)

第6条 記念品は、勤続年数などを考慮し、予算の範囲内で理事会で決定する。

### (その他)

第7条 新規の準会員には、就労助長から記念品を贈る。

### 附 則

この規定は、平成7年2月10日から施行する。

### 附 則

この規定は、平成16年2月26日から施行する。

